

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除について

東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)の規定により、町から指定を受けた個人事業者又は法人が、復興産業集積区域内で特定の業種に利用される新設・増設した資産について、固定資産税の課税免除を受けることができます。

対象者

- ・法第 37 条に係る指定を受けた個人事業者及び法人
- ・法第 39 条に係る指定を受けた個人事業者及び法人
- ・法第 40 条に係る指定を受けた法人

対象資産

土地、家屋、償却資産

※土地は、取得後、1年以内に家屋の建設着手があった対象施設等の家屋の敷地である土地に限ります。

※指定事業者事業実施計画書に記載されている資産に限ります。

※平成 28 年 3 月 31 日までに取得した場合に限ります。

免除期間

固定資産税が課税されることとなった年度から5箇年度分

申請期限

課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の 3 月 20 日

※免除申請は、毎年必要です。

提出書類

固定資産税課税免除申請書

固定資産明細書(付表 1)

見取図

課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号)第10条第3項に規定する指定書の写し